

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第30回理事会

平成9年10月

平成9年10月15日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第30回理事会次第

【議題】

(1) 議事録署名人の選任

(2) 人事について

(3) 各国での事業展開について

- ①韓国
- ②台湾
- ③フィリピン
- ④基金事業受け取りの人数発表について

(4) その他

- ①尊嚴事業について
- ②事務局担当について
- ③国会状況について
- ④次回の議題について

第30回理事会

1997/10/15

財團法人 女性のためのアジア平和国民基金

添付資料

- ① 韓国について … 1~13
- ② 台湾について … 14
- ③ 基金事業受取の人数発表について … 15~16
- ④ 尊嚴事業について … 17
- ⑤ 事務局担当について … 18
- ⑥ 国会状況について … 19~20
- ⑦ 新聞報道ぶり・論文等 … 別添

韓国対話チーム報告

1997年10月15日

理事会

1. 報告

先の理事会に、韓国の第二次実施はチームとして10月半ばに予定していると報告した。しかし、政府間の話し合いで韓国側が非常に厳しい態度であるとの報告があり、さらに新たな事態も加わって、困難な状況を迎えている。

(1) 十数人の基金事業受け取り意思表明の撤回

- ・挺対協から基金にファクス *添付資料

日本政府への要求文書/ 2人の受け取り意思撤回覚書/ 9人の同様文書

- ・2人は8/12、13、TBS系列ニュースで、基金受け取りを表明(他に5人いる)

9人は9/5、読売新聞報道で、受け取り意思表明したもの

- ・意思表明後、挺対協側は精力的に「撤回」を迫った事実がある

- ・日本の関係市民団体が挺対協側の行為について「抗議」の行動を予定している

▼チームとしては即対応して実施したい方針であるが、政府間の話し合いを尊重・理解している。

▼しかし時間を経るほどに、きわめて重大な事態になったと危機感をもっている。

▼今週末から来週始めに高崎チーム代表を中心に、チーム間で緊急の会合をもって第二次実施のため打開策を検討する予定。また10月21日に予定されている運営審議会にも報告し討議にかける予定。

(2) 第二次実施と「新聞広告」

・チームとして韓国の新聞への広告掲載案はかねてもっていた。チーム合意で9月に掲載する態勢だったが延期している状態にある。現在もチームは掲載実施の意見がつよい。

- ・広告実施の意義について、チームではつぎのとおり考えている――

①基金の趣旨・目的を韓国内で周知する(概数150~200万部?)、②賛成・反対の議論の前提として基金事業の事実を提示し、問い合わせ応えられる、③韓国紙が基金の広告を掲載してくれるとの確約が得られており、マスコミを含めて韓国内での議論の拠点になりうる、④結果として環境づくりに役立ち「受け取る・受け取らないは個人の意思」と確認、受け取る意思表示・連絡が増えることも期待できる

- ・政府の意向によって、これまでに3回、掲載延期を承諾してきた。

・広告実施について政府(外務省)は、第二次実施の一環として位置づけているようだが、チームには「基金事業を周知したい基金と新聞社との間の商取引」として実施したいとの意向が強い。高崎チーム代表から政府(外務省)にその意向を強く申し入れている。

▼外務省、総理府から補足説明していただけるはず。

▼当理事会において、この件について、ご意見をいただきたい。

(3) 第二次実施の医療・福祉支援事業

・韓国での当事業は初年度228万円規模、2~5年度各18万円規模、合計5年で300万円規模である。

・第二次実施で当事業規模は、元「慰安婦」の方々の希望もあり、チームとしては300万円規模を初年度に集中実施できるよう対応したいと考えている。

(4) アメリカ在住の韓国人元「慰安婦」への実施

・一人のアメリカ在住者の強い要望が代理人・弁護士をつうじて基金に寄せられ、手続き書類もそろっているので、10月中に、静かに・プライバシーを厳守する方式で実施する。

・本人は病状が思わしくなく、緊急に対応することとした。

・この件について下村理事には弁護士との面談などご苦労をおかけした。同理事には訪米、実施でもご足労ねがい、事務局員も同行して実施する予定。

▼当理事会で、この実施について、ご了承をお願いしたい。

2. その他報告

・挺対協の抗議文(9/8)に対して事務局より回答した(9/29付)。 *添付資料

・高槻市の市民グループが「基金を現実的・実際的にすすめ募金活動もしつつ、被害当事者を支援する」団体を10月中に立ち上げようとしている。和田呼びかけ人などが話をしてきた。

**日本政府! まことに眞向の「国民基金」を撤回し、
国際社会に従つて被害者に謝罪と賠償せよ!!**

過去6年余り日本軍「慰安婦」被害者らと民間団体は日本政府に対して日本軍「慰安婦」犯罪の真相究明と犯罪認定、謝罪、国家賠償、正しい歴史教育の実施、慰靈碑建立そして責任者処罰などを要求する運動を開拓してきた。

その結果国連人権委員会と北京世界女性大会、ILOなどの国際社会は日本軍「慰安婦」問題が非人道的な戦争犯罪であることを公認すると同時に日本政府に対して国際法的責任移行を促してきた。またアメリカは日本戦犯者に対する入国禁止措置を実行しており、リビンスキ米下院議員を中心とする16人の議員は日本政府の戦争犯罪を忌憚する決議案を上程することを発表し、現在そのための全世界人を対象とする署名運動を繰り広げている。

それにもかかわらず日本政府は平和的な時代の流れに逆行し、犯罪に対する法的責任を拒否して被害者らと民間団体が反対する「女性のためのアジア平和国民基金」(以下「国民基金」)で我々の運動を分裂させようと血眼になっている。

「国民基金」とは日本政府が戦争犯罪を認めないことであり、政府の責任を国民に押し付けることによって日本軍「慰安婦」犯罪を適当に片付けようとしていることである。のみならず深刻な人権蹂躪犯罪を「金」で解決することによって強制的に性の奴隸にされた被害者らの名誉と人権を再び蹂躪する行為である。

日本政府は現在、国連とILOなどの国際社会で「国民基金」を日本政府の法的謝罪、賠償に代わる方案として宣伝しながら、各被害者らには「国民基金」がまるで日本政府の賠償とは全く別個の問題であるかのようにうそを流布する破廉恥な行脚を行なっている。

しかし被害者らと我々民間団体はすでに「国民基金」の奸悪な二重的本質を見抜いていることを日本政府は気づくべきである。

日本政府が戦争犯罪の認定と法的謝罪、賠償を拒否することはすなわち世界の平和と世界人の人権を無視することになるのである。これは日本政府が世界からの孤立を自ら招くことになるのである。日本政府は今からでも「国民基金」を撤回し、己が犯した犯罪に対して歴史の前に頭を下げ謝罪し法的に賠償しなければならない。旧時代的遺物である軍国主義を清算しなければならない。

我々はそのために一瞬たりとも戦いを止まないのである。

▼我々の要求

- 1.日本政府は戦争犯罪を認め、責任者を処罰せよ!!
- 2.日本政府は欺瞞的な「国民基金」を撤回し、被害者に謝罪、賠償せよ!!
- 3.日本政府は日本軍「慰安婦」犯罪を歴史教科書に記録し教育せよ!!

1997年10月8日第284次 水曜示威参加者一同

(*10月8日 水曜示威に大邱の[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]ハルモニと忠青道から[REDACTED]ハルモニ、ソウルの[REDACTED]、[REDACTED]ハルモニが出席し以下のよう日本の「国民基金」は絶対に受け取らないとの旨を明らかにした。)

韓国挺身隊問題対策協議会

일본정부는 기만적인 '국민기금' 철회하고 국제법에 따라 피해자에게 사죄 배상하라!!

지난 6년여 동안 일본군 '위안부' 피해자와 민간 단체들은 일본 정부에게 일본군 '위안부' 범죄의 진상 규명과 법적 인정, 사죄, 국가 배상, 바른 역사 교육 실시, 위령비 건립 그리고 책임자 처벌 등을 요구하는 운동을 전개하여 왔다.

그 결과 유엔인권위원회와 북경세계여성대회, ILO 등의 국제 사회는 일본군 '위안부' 문제가 비인도적인 전쟁 범죄라는 것을 공인하였고 동시에 일본정부에게 국제법적 책임이행을 촉구하고 있다. 또한, 미국은 일본전범자에 대한 입국금지 조치를 실행하고 있으며 티핀스키 미 하원의원을 중심으로 한 16인의 의원은 일본정부의 전쟁범죄를 규탄하는 결의안을 상정하기로 발표하고 이를 위해 현재 전 세계인을 대상으로 한 서명 운동 등 벌이고 있다.

그럼에도 불구하고 일본정부는 평화적인 시대의 흐름을 역행하며 범죄에 대한 법적 책임을 거부하고 피해자들과 민간단체들이 반대하는 '여성을 위한 아시아 평화 국민기금'(이하 '국민기금')으로 우리의 운동을 분열시키기 위해 협안이 되어 있다.

'국민기금'은 일본정부가 전쟁범죄를 인정하지 않는 것이며 정부의 책임을 국민에게 떠넘김으로써 일본군 '위안부' 범죄를 적당히 매듭짓고자 하는 것이다. 뿐만 아니라 심각한 인권유린 범죄를 '돈'으로 해결하려 함으로써 강제에 의해 성노예가 되었던 피해자들의 명예와 인권을 다시 한번 유린하려는 행위이다.

일본정부는 현재, 유엔과 ILO 등의 국제사회에서 '국민기금'을 일본정부의 법적 책임인 사죄, 배상을 대신하는 방안으로 선전하면서 각 피해자들에게는 '국민기금'이 마치 일본정부의 배상과는 전혀 다른 별개의 문제인 양 개짓말을 유포하는 파렴치한 행각을 벌이고 있다.

그러나 피해자들과 우리 민간단체들은 이미 '국민기금'의 갑작한 2중적 본질을 깨닫고 있음을 일본정부는 알아야만 한다.

일본정부가 전쟁범죄 인정과 법적 사죄, 배상을 거부하는 것은 곧 세계의 평화와 세계인의 인권을 무시하는 것이다. 이는 일본정부가 스스로 세계로부터의 고림을 자초하는 것일 뿐이다. 일본정부는 이제라도 '국민기금'을 철회하고 자신들이 저지른 범죄에 대해 역사 앞에 고개 숙여 사죄하고 법적으로 배상 해야만 한다. 구 시대적 유물인 군국주의를 깨끗이 정산해야 한다.

우리는 이를 위해 단 한순간도 우리의 싸움을 멈추지 않을 것이다.

▶ 우리의 요구

1. 일본정부는 전쟁범죄 인정하고 책임자를 처벌하라!!
2. 일본정부는 기만적인 '국민기금' 철회하고 피해자에게 사죄, 배상하라!!
3. 일본정부는 일본군 '위안부' 범죄를 역사교과서에 기록하고 교육하라!!

1997년 10월 8일 제 284차 수요시위 참가자 일동

(*)

)

한국정신대문제대책협의회

觉得

大邱広域市東区

自分は、9月4日、罵架津の従軍慰安婦被害者の事務室で、[REDACTED]
 氏及び元慰安婦の立会いの下で記者会見の際に述べた意見が、読売新聞の記事では事実とは全く異なり歪曲されて表現されたことに対し、憤怒を感じ得ない。

日本政府からの十分な謝罪に伴う賠償として支給される金ではない民間人の国民基金は絶対受け取らないことを重ねて強調し、右記者会見の際に述名した元慰安婦も同じ意向であることを明らかにする。

1997年9月19日

大邱市東区 [REDACTED]

忠清北道報恩郡 [REDACTED]

大邱市達西区 [REDACTED]

大邱市北区 [REDACTED]

忠清南道瑞山 [REDACTED]

忠清南道保寧市 [REDACTED]

大邱市壽城區 [REDACTED]

大邱市達西区 [REDACTED]

大邱市達西区 [REDACTED]

本日、本席に集まつた元慰安婦は、先般の記者会見の際に同席していない元慰安婦も含め、国民基金は絶対受け取らないという意志と共に確認する。

2

被爆対策協議会 貴下

[REDACTED] 、我々両名は、一時的な誤った考え方により、日本の国民基金を受け取ると述べたことを後悔する。
謝罪のない日本の国民基金は、絶対受け取らない。
韓国で正々堂々とした金を受け取る。

1996年9月11日(ママ)

각서

대구광역시 중구 신암1동 603 번지 천태일
 본인이 지난 9월 4일 노량진의 종군위안부
 피해자 사무실에서 박수남씨와 할머니들의 입회
 하에 가진 기자회견에서 밝힌 의문이
 요즘 우리 신문의 기사에서는 절차 다르게 왜곡
 되어 표현된 사실을 짚하고 분노를 금할 수가
 없다.

일본정부의 충분한 사죄에 따른 배상으로 지급되는
 돈이 아닌 민간인의 구원기금은 절대로 받지
 않을 것을 다시 확인하며, 기자회견 때 연명
 으로 함께 하였던 할머니들도 같은 뜻임을
 밝히고자 한다.

1991년 9월 19일




()



1997年9月29日
 財団法人女性のためのアジア平和国民基金
 (アジア女性基金)
 専務理事・事務局長 伊勢 桃代

挺身隊問題対策協議会 貴中

「慰安婦」問題解決のため、貴会が活動されておられることに、敬意を表します。

数度にわたってアジア女性基金は、貴会に、「慰安婦」問題と女性の尊厳にかかわる問題に取り組むなど「基金」事業について、ご説明しお話しをしたいと申し上げてきました。「慰安婦」問題については、政府と国民の参加と協力によって償いの気持ちをおとどけしたいと考え、とくに「慰安婦」被害者がご高齢ですから、一日もはやくと「基金」は頼ってまいりました。

今度、貴会から直接ファクスを受け、対話の道を開くひとつのきっかけになればと存じます。

9月8日付貴会の「抗議文」について、お答えいたします。

「抗議文」は、貴会の金允玉共同代表が今年7月27日、東京都内で開かれた市民集会で貴会を代表して発表された発題原稿の引用に関するものです。問題の個所の前後をふくめ、金共同代表は次の通り述べされました。

「国民基金を受け取れという誘惑は過去2年の間ずっと行われ続け、1997年1月に7人のハルモニが国民基金を受け取りました（韓国外務部が入手した情報によると一人当たり3500万ウォン）。そして現在も国民基金の側で送り込んだ人たちが韓国内でハルモニたちにすり寄って受け取りを誘惑し続けています。その結果現在韓国内では被害者と被害者、被害者と運動団体の間で分裂が起きるという高度の「政治的手法」の現象が露呈しています。もちろんハルモニたち個人個人の意思は十分尊重されなければなりません。受け取る、受け取らないは被害者ハルモニ個人個人の自由な判断に任せられる事項です。誰かが強要することはできません。しかし現在まで大部分の150人のハルモニたちは、民族的自尊心と女性の人権意識を問題として受け取りを拒否するとその意思を表明しています」

「抗議」の趣旨は、アジア女性基金事務局が、当文書の下線部分の「文章のみを切り取り文脈の核心内容を歪曲した」ということです。「同団体が、とくにこのように言及したことは、重要なことと受け止められます」と当事務局が書き、「まるでわが会が国民基金を受け取ることを認めた証拠のように歪曲、引用し」といると「抗議文」は述べています。

貴会のお立場は、私たちも含め、万人が承知しています。貴会が「国民基金」を受け取ることを認めていないことは広く知られています。だからこそ貴会代表の発題の中に、あのようなくだりが含まれたことに私たちは注目したのです。これはどういう意味なのだろうかと考えたのです。決して貴会の立場を歪曲する考えはありませんでした。

私たちは、「受け取る、受け取らないは被害者ハルモニ個人個人の自由な判断に任せられる事項です」ということが、原則として確認されるならば、貴会と私たちの間にある困難な状態を抜け出す手がかりになるものと考えます。たがいに、そのような確認をして、対話を進めることができればと願うものです。

私たちは、アジアの隣国同士としてたがいに心を開き、未来につながるように相互理解を進めていきたいと考えております。それは、一つひとつの問題について実際的に解きほぐしていく私たちの努力にかかっていると思います。私たちのしごとも、その一つのステップです。どうぞご理解ください。

▼台湾当局によるいわゆる「立替金」、その後

- ・9月29日、台北市内のホテルにて、婦援会が設立10周年を記念し、8月31日の「慰安婦支援競売会」の成功に感謝して、政府関係者、マスコミ、被害者らを招待してのパーティーを開催した。
- ・台北市の被害者は予め婦援会より参加を求められており、漢族／原住民被害者ら十数名が出席したが、発言を求められることも質問されることも無かった。
- ・席上、行政院(内閣に相当)の秘書長、行政院長(首相に相当)の夫人らがスピーチをし、「日本政府から将来受け取る賠償金を立て替えて、近日中に、被害者一人当たり50万元(約200万円)を支給する。」「日本政府に対し、引き続き賠償と謝罪を求めていく。」等の発言を行った。このことは、翌日の新聞に報道された。
- ・今日現在、被害者らにこの「立替金」の支給が始まった様子はない。

以上

女性の権利に関する今日的問題への自立活動・支援事業

1997年度後期助成団体及び金額一覧

助成金申請事業及び団体名

- 1) 女性の自立と教育に関する研究会（川本静子）
「女性の自立と教育に関する研究」
- 2) EL TALLER（北沢洋子）
「女性のNGOリーダーの養成のための『2ヶ月研修コース』プログラム」
- 3) 女性の人権ネットワーク（木幡洋子）
「人権啓発と克服プログラムのための事前調査研究一日英の比較研究」
- 4) ふくしま女性フォーラム（栗原るみ）
「『ふくしま女たちの便利帳』『インターネットホームページ』作成事業」
- 5) 礼拝会 ミカエラ寮（長澤和子）
「ミカエラ寮における教育プログラム」
- 6) 平等をめぐる議論に関する研究センター（ローラ・J・レダラー、安立 真）
「女性と子どもを商業的性的搾取から守るために立法を求めて国際的枠組みをつくる事業」
- 7) リーダーシップ ワンワンワンフォーラム「ガラスの天井を破る女達」実行委員会（落合良）
「フォーラム『ガラスの天井を破る女達』」
- 8) 日本女性技術者フォーラム（JWEF）（大島美恵子）
「国際女性技術者・科学者会議において発表の資料となるシンポジウム『広げよう
女性の職域・職種』の開催、国内外でのアンケート調査とそのデータ解析」
- 9) WOM (Women's Online Media) (鶴田英子)
「女性の自立支援の新しいツールとしてのホームページ拡充及びその利用に関する啓蒙活動」
- 10) 草の根援助運動（三谷光子）
「『アヌグラー』トレンガンの手工業女性自助グループ支援プロジェクト」

アジア女性基金事務局担当表

所属	役職名	氏名	担当
総務部	総務部長	木下 幾治	総務部の全般、理事会に関わる業務（予算・決算等）
	総務部員	佐藤 栄子	会計
	総務部員	間仲 智子	庶務及び会計
	非常勤	高橋 美代子	会計
業務第一部	業務第一部長	多賀 克己	業務第一部の全般、運営審議会に関わる業務、資料委員会
	業務第一部員	原田 信一	韓国担当、広報（マスコミ対策、ニュースレター製作、広報ツール作成、インターネット関係）
	業務第一部員	岡 檉	台湾担当、理事会・運営審議会会議議事録ならびに速報、業務第一部の庶務
業務第二部	業務第二部長	松田 瑞穂	業務第二部の全般、フィリピン及びインドネシア担当、国連
	業務第二部員	渡辺 千尋	女性団体、行政、NGOのデータベースの管理、業務第二部の庶務
	業務第二部員	シャーロット中山	調査、研究、英語資料の管理、イングリッシュ・テキスト・チェック
渉外部	渉外部長	叶 俊寛	渉外全般、理事会に関わる業務（事業に関わる事項等）
	非常勤	室伏 秀雄	渉外

【注1】上記の担当表は現状のものであり、現在事務局は、事務局の改善を検討中である。

【注2】理事の方等の事務局への連絡は下記の電話でお願いします。

①総務部、業務第一部 TEL 03-3583-9346

FAX 03-3583-9347

②業務第二部、渉外部 TEL 03-3583-9322

FAX 03-3583-9321

1997-9-18

民主党役員体制一覧（全幹事含む）

◎印は幹事

◎代表	菅 直人	○総合団体局長 小川勝也
◎副代表	鳩山邦夫	○労働局長 渡辺 周
	横路孝弘	○市民局長
	岡崎トミ子	○男女共同参画局長 石毛篤子
◎幹事長	鳩山由紀夫	川橋幸子
◎幹事長代理	仙谷由人	○コミュニケーション総局長 大畠章宏
○副幹事長	藤井清治	○代理 金田誠一
	千葉景子	○宣伝局長 中尾則泰
	古川元久	○出版局長 大畠章宏（兼）
	松本 龍	○選説局長 川内博史
	田中 甲	○インターネット局長 畑瀬 進
○総務企画局長	松本 龍	○選挙対策委員会委員長 鳩山邦夫
○報道担当局長	田中 甲	○代理 山花貞夫
○経理人事局長	伊藤忠治	○男女共同参画本部長 竹村泰子
○選挙局長	朝日俊弘	○幹事 今井 淳
○次長	安住 洋	○幹事 中柳伸五
○幹事 伊藤基隆	枝野幸男	○幹事 牧野聖修
○代理 小林 守	金田誠一	☆倫理委員長 後藤 広
○副会長 池田元久	古川元久	☆会計監査 中村正男
	石毛篤子	鳩崎 譲
	伊藤基隆	☆両院議員総会長 池端清一
○政策調査会長	金田誠一	○代議士会長 日野市朗
○代理 岩田順介	古川元久	○代議士副会長 辻 一彦
○副会長 前原誠司	峰崎直樹	○参議院議員会長 菅野久光
	細川律夫	○参議院国対委員長 伊藤基隆
	川内博史	○代理
	北村哲男	○参議院政策調査会長 竹村泰子
	齊藤 効	☆国会連絡会会长 石橋大吉
○国会対策委員長	海江田万里	構成一国会連絡会会长・代表・副代表（国会議員 2名）・幹事長・幹事長代理・政調会長・ 政調会長代理・國対委員長・國対委員長代 理・両院議員総会長・代議士会長・参議院 議員会長・参議院国対委員長・参議院国対 委員長代理・衆議院予算委員会理事
○代理 岩田順介	竹村泰子	
○副委員長 前原誠司	齊藤 効	
	細川律夫	
	川内博史	
○地域市民総局長	海江田万里	
○代理 藤田幸久	竹村泰子	
○NGO局長	齊藤 効	
○アメリカ局長	佐々木秀典	
○欧州局長	細川律夫	
○中国局長	生方幸夫	
○アジア・太平洋局長	鈴木吉雄	
○ロシア局長	末松義規	
○中近東・アフリカ局長		
○組織総局長	横路孝弘	
○代理 玄葉光一郎		
○地域組織局長 角田義一		
○自治体議員局長 桑原 豊		
○市民ネット総局長 前川忠夫		
○代理 田中 甲		
○青年学生局長 近藤昭一		

障害者・難病対策 P T

中沢健次 玄葉光一郎 金田誠一 佐藤謙一郎 五島正規
 中柄伸五 池田元久 池端清一 家西悟 石毛綾子
 一井淳治（参）朝日俊弘（参）

市民政策・人権調査会内

従軍慰安婦等歴史認識問題 P T

藤田幸久 金田誠一 大島章宏 田中甲 竹村泰子（参）
 本岡昭次（参 緑風会）

子どもの人権と少年法に関する P T

金田誠一 佐藤謙一郎 北村哲男 佐々木秀典
 一井淳治（参）

市民活動の促進に関する P T

藤田幸久 金田誠一 佐藤謙一郎 山本謙司 山元勉
 今井澄（参）

民法改正問題 P T

金田誠一 松本惟子 佐々木秀典 坂上富男 細川律夫
 竹村泰子（参） 千葉景子（参） 川橋幸子（参）

遺伝子組替食品に関する P T

金田誠一 佐藤謙一郎 佐々木秀典 松本惟子 斎藤勁（参）

薬害エイズ及び血液事業問題 P T

金田誠一 家西悟 朝日俊弘（参）

患者の権利保護に関する P T

金田誠一 家西悟 朝日俊弘（参）

災害及び阪神淡路大震災対策 P T

金田誠一 山元勉 朝日俊弘（参） 本岡昭次（参 緑風会）

原子力の安全に関する P T

金田誠一 辻一彦 桑原豊 大島章宏 佐々木秀典
 竹村泰子（参） 朝日俊弘（参） 中尾則幸（参）

女性政策 P T

近藤昭一 竹村泰子（参） 千葉景子（参） 川橋幸子（参）
 松本惟子

アイヌ政策 P T

董野茂（参）

LILA-Pilipina, Inc.

an organization of Filipino survivors of rape and sex slavery by Japanese troops during World War II, and of human rights and peace activists and partners; envisioning a world of peace, without rape, sex slavery and other forms of violence on women in war and armed conflict situations

**News Release on LILA Pilipina Lolas' Rally at Japan Embassy
19 September 1997**

Reference: Nelia Sancho/Malou Sabado
LILA Pilipina/Asian Women's Human Rights Council
Tel. 924 6406/Fax. 924 6381

**LILA PILIPINA LOLAS APPEAL FOR JUSTICE
TO TOKYO COURT IN RALLY AT JAPAN EMBASSY**

Some fifty Filipino survivors of rape and sex slavery by Japan and women's rights advocates and supporters gathered in front of the Japanese Embassy on Roxas Boulevard this morning in a rally to demand the rights to legal compensation of the former comfort women.

"We are holding this rally on the same day the Tokyo District Court in Japan holds its latest hearing on the compensation suit filed by Filipino comfort women survivors, to show our strength in our demand for state compensation", said Lola Prescilla Bartonico, president of LILA Pilipina-Metro Manila Lolas Chapter.

"The LILA Pilipina Lolas appeal to the Tokyo Court to uphold the rights of the Filipino victims to individual compensation and official apologies from Japan", Lola Prescilla added.

Three LILA Pilipina survivors, Hilaria Bustamante, Pacita Santillan and Sabina Villegas are testifying at the Sept. 19 hearing in Tokyo. They are accompanied at the hearing by LILA Pilipina supporting members, Nelia Sancho and Richelda Extremadura.

Nelia Sancho, coordinator of the Asian Women's Human Rights Council (AWHRC)-Manila Office, stated that the Japanese government continues to discriminate against Asian war victims.

"Japan has clearly recognized its responsibility to the Japanese war victims, by enacting some fifteen laws providing nearly \$400 in damages so far", said Sancho. "But in the case of non-Japanese victims, the Japanese government still refuses to pay compensation", she added.

"By continuing to deny its official responsibility to the comfort women victims from the Philippines, Korea, Taiwan, Indonesia and other Asian countries, the Japanese government still shows its lack of repentance and remorse for its aggression against the Asian peoples in the second world war, an attitude that continues to make the Japanese government suspect in committing future acts of invasion and aggression against other countries" Sancho said.

"We hope the Tokyo District Court will give justice to the Lolas, by affirming Japan's legal responsibility for the crimes against the comfort women and compelling the Japanese government to provide just individual compensation to these women victims", Sancho said.

1997年9月24日 11時24分

A-Pilipinas IIC.

NO. 3483 P. 6/6

an organization of Filipino survivors of rape and sex slavery by Japanese troops during World War II, and of human rights and peace activists and partners; envisioning a world of peace, without rape, sex slavery and other forms of violence on women in war and armed conflict situations

Press Statement

on the occasion of LILA Pilipina Lolas' Rally at the Japanese Embassy 19 September 1997

Today, as the Tokyo District Court holds its eighteenth hearing on the compensation suit filed by Filipino survivors of Japan's wartime rape and sex slavery --

We, the Lolas of LILA Pilipina and supporting members, appeal to the Tokyo District Court to uphold the rights of the Filipino comfort women to individual state compensation and official apologies from the Japanese government.

We appeal to the Tokyo District Court to listen to the testimonies of our fellow survivors, Lola Milania Bustamante, Lola Pacita Santillan and Lola Sabina Villegas, who will testify to their suffering as rape victims and sex slaves of Japanese soldiers and the immeasurable pain, damage and trauma they have borne for more than fifty years.

We call on the Tokyo District Court to give legal recognition to the human rights violations committed by Japan to the Filipino comfort women, and affirm the Japanese government's legal responsibility to provide state reparations to the victims and survivors of these war crimes.

We call on the Tokyo District Court to uphold the standards of international humanitarian law, as laid down in such instruments as the Hague Convention of 1907, the Geneva Convention on the Protection of Civilians and the ILO Convention Concerning Forced Labor, which defines Japan's comfort women practice as a war crime, a crime against humanity and a case of military sex slavery and forced labor.

We appeal to the Tokyo District Court to render justice to the Filipino comfort women, and lead the way for the full realisation of justice for all comfort women and the restoration of Japan's honor and peace with the peoples of Asia.

Lola Antonita Balajadia
Co-Chairperson
LILA Pilipina

Maria Sanchez
Coordinator
Asian Women's Human Rights Council-Manila

MAILING ADDRESS: P.O. Box 1013, Cillmail, UP Diliman, Quezon City, Philippines
OFFICE ADDRESS: c/o Asian Women's Human Rights Council, 4L Fil-Garcia Building
140 Kalayaan Avenue corner Magsaysay St, Quezon City Philippines

戦後補償実現！FAX速報 No.189. 97. 10. 11.

■発行・実行：戦後補償ネットワーク ■〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 電話：03（3237）0287 電郵：03（3237）0217
 ■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便番号：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 「戦後補償ネットワーク」

◆日朝国交正常化「謝罪」が条件。「それ以上は何も求めず」と金正日総書記宣言

10月8日朝鮮労働党総書記に就任した金正日氏は、9月2日平壤を訪れていたロシア共産党連合評議会のシェーニン議長との会談の中で、「日本に対しては少なくとも殖民地時代への“謝罪”を要求。それ以上は何も求めていない」と語っていたことがタス通信の報道で明らかに。同書記が外國の政治家に会ったのは約10年ぶり。洪水と干ばつによる食糧危機も直面に認めたという。ただ、この発言が戦後補償要求を取り下げるものとは思われず、ますます外交正常化交渉に入る前兆を示したものと考えられる。（10/3期）

◆調査会法案と「慰安婦」賠償措置法案立法求め、土屋日弁連前会長ら記者会見

このほど「戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会」を発足させた土屋公獻日本弁護士連合会前会長（同会会長）、カーター愛子（日本キリスト教団人権園会副会長、同副会長）、鈴木二郎都立大学名誉教授、田嶋陽子法政大学教授らは7日司法記者クラブで会見し、同会が真相究明のための調査会法案と「慰安婦」被害者への国庫金の暫定支給法案の2法をセットで求めていく運動を具体的に開始することを表明、支持と協力を訴えた。呼びかけ人は7日現在37人。今後賛同人を募って、運動を広げていく一方、超党派の国会議員に働きかけて、法案の提出・成立をめざす。記者からの質問に答えて、土屋会長らは、「国民基金をつぶせ」という運動ではない。台湾の元「慰安婦」に関して7月に日弁連が出した調査報告と勧告にもとづいて、「国民基金」が行き結まり、被害者にも混乱が及んでいる実情から出發して、打開の道をさぐるという立場。「国民基金」側とも対話をするつもり」と語った。同会の連絡先は、03（3265）6076記尾井町法律事務所気付。

◆「国民基金」批判の論調、マスコミ各社・紙で報じる

8日に発売された「世界」11月号は、尹貞玉韓国挺身隊問題対策協議会共同代表のインタビュー「『国民基金』は何を理解していないか」を掲載、「国民基金」が韓国社会で引き起こしている混乱などを検証した。「週刊金曜日」も10月10日号で、「政府は『国民基金』でなく『國家賠償』を」という特集を組み、韓国、台湾、フィリピンの現状を報告している。特徴的なのは、従来「国民基金」については、賛成・反対の両論併記だったこれらのメディアが、「国民基金」批判の論調を基調にしてきている点。英字紙JAPAN TIMESも11日【100人の著者による100周年記念寄稿シリーズ】で在日30年のジェプハード・ヒルシャー・南独新聞特派員の長文の日本批判を掲載、「国民基金」で責任逃れを図る日本政府と首謀を厳しく批判し、政治的指導力の欠如を指摘している。一方、「みすず」438号（9月）では、川本善史氏が「国民基金」呼びかけ人の眞児後継氏の姿勢に疑問を呈する論考（「自由主義者の試金石、再び——眞児後継と『アジア女性基金』をめぐって」）を発表している。意見や感想をぜひ各メディアに投書、投稿しよう！

* 昨夜送信したものの中に操作ミスで届いていなかった所がありましたので、再度発信します。2回同じものが届く方もあると思います。お許し下さい。「FAX速報」編集部

■<案内>「戦争はどう展示されているか」「松代大本營と『慰安婦』を訪ねる旅」

10月13日（月）18:30-東京ウィメンズ・プラザ第2会議室B、「戦争はどう展示されているか—世界の歴史博物館入門」資料代300円。11月8日（土）12:00 信越線上田駅集合～9日12:00 解散、波瀬瀬学生団体美術館「慰安館」、松代大本營地下観音堂など、参加費13,000円（バス、宿泊費など）、連絡先☎&fax043-275-0715「もう一つの歴史館—松代建設実行委員会事務局」。

■<案内>中国人「慰安婦」裁判と学習会「個人が国家に補償を要求できるの？」

10月14日（火）13:30-東京地裁712号法廷（第1次訴訟）14:10-弁護士会館1002号室、「カルスマーチ・オランダP.O.W訴訟の現状」鈴木五十三弁護士。10月21日（金）13:30-東京地裁709号法廷、14:10-弁護士会館1003号室、「中国からの報告」唐健志選士。連絡先☎&fax045-503-3499中国人「慰安婦」を支援する会（吉池）。

■<案内>11/3「戦争と女性への暴力」国際会議に向けての事前学習会

②10月14日（火）18:30-日本キリスト教会会議室、「戦後の軍事裁判（東京裁判など）は何か問題か？」内海愛子さん。③10月17日（金）「逼迫人権委の動きークマラスワミ報告およびチャベス報告を中心に」前田朗さん。連絡先☎&fax03-3203-7332国際会議実行委。

■<案内>731南京裁判と報告会、「731部隊の証言を聞く会」

10月15日（水）13時傍聴券配布、13:30-東京地裁103号法廷、本人尋問。16:30 弁護士会館507号室、裁判報告集会。連絡先☎03-3942-8591お問い合わせ。

10月17日（金）18:30-星陵会館、「731部隊の証言を聞く会ー夫を返せ！」敬萬芝さんは告発する、「被害者遺族・元憲兵らが証言、ビデオ上映、参加費一千円（中高生500円）、連絡先☎0422-36-4357実行委。

■<案内>「説得は犯罪だ！—日本軍「慰安婦」問題のレッスン」

10月16日（木）18:30-日本キリスト教会館。1937年大審院判決を読む。資料代=500円。主催=歴史の真実を根づける会、☎&fax0426-44-3140。

■<案内>集会「戦時下の性暴力とトラウマ／フィリピンの心理学者ゲイツさんを迎えて」

10月25日（土）18:00-九段社会教育会館4F学習室、報告=クリスティーナ・ゲイツさん、発言=菅沼友子弁護士、柴澄子さん、参加費一千円、連絡先☎03-3234-4090フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会。*裁判は24日（金）午後3時半～、東京地裁631号法廷。

<案内>戦後補償ネットワーク懇談会のお知らせ

10月30日（木）19:00-シニア・ワーク東京（飯田橋）5F第1セミナー室、会費=500円
 テーマ：①新日鉄「和解」の経緯と今後の課題：山本直好（日鉄元専用工裁判を支援する会）、②戦後補償各裁判の進行状況調査・中間報告①：小椋千鶴子（在日の戦後補償を求める会）連絡先=戦後補償ネットワーク（☎03-3237-0217或0237-0287）

【説教】相馬信夫司教（前カトリック名古屋教区長、カトリック正義と平和協議会前会長）

10月6日未明、名古屋の自宅で、急性心不全のため。81歳。フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会呼びかけ人としてロサさんの最初の来日の際などにお世話を下さいました。「追加訂正」前号「加害者の元憲兵が初めて法廷で証言」は、10月1日東京地裁でした。【編集後記】編集部が交代しました。運動の情報をお伝えします。情報をお届け下さい。（A）

ちゃんと

★元気の出る(意見広告)★

あやまれ、ニッポン！ ちゃんと補償を！

——国際的な世論で日本政府を動かそう——

がんばる被害者たち

日本政府がアジアの戦争被害者に責任を取らないまま、戦後52年にもなります。美徳君さん(韓国)、ロサ・ヘンソンさん(フィリピン)はじめ、もう60人を超える「慰安婦」被害者が名乗り出たあとに亡くなっています。けれども、日本政府は公式謝罪と国家補償を拒み続け、「女性のためのアジア平和国民基盤基金」の受取を一方的に迫るばかりで、被害者と関係国の猛烈な反発を買っています。

日本政府首官や国会議員が「慰安婦」は「売春婦だった」などと基言をはき、「教科書から『慰安婦』の記述を削除せよ」といった歴史をゆがめる動きが強まるなかで、被害者は新たな「侮辱」と「羞辱」に心から憤っています。「残り少ない生命だが、日本政府への責任追及の願いはやめるわけにはいかない」と。



281回目の水曜デモで演説を求める被害者たち(ソウルの日本大使館前で 97.8.26)

がんばれ、リビンスキーフ決議案！

ニッポンはちっとも変わっていません。ちっとも動いていません。これに対し、中国やJ.O.では、「慰安婦」問題に対し何度も日本政府の責任が問われ、米下院やオランダ議会でも決議案が出され、韓国国会では特別委員会が設置されました。国際世論は日本政府の責任逃れを許さない構えです。「慰安婦」や「731部隊」に加担した日本人の入団を禁止した米国では、モンテアル前駐日大使(元副大統領)も日本は完全な謝罪を行るべきで、誠実に正面から歴史を直視する必要がある」と語っています。特に、米下院にリビンスキーフ決議案15人が提出した決議案は、日本の戦争犯罪を追及し、被害者に謝罪と補償を求める画期的なものです。私たちはリビンスキーフ議員たちの決議案を支持し、その成立を期待します。そこで私たちの主張と期待をニューヨークタイムズ紙などに意見広告として掲載し、広く国際世論に訴えたいと思います。

■呼びかけ団体

International Campaign for Redress '97
 オフィス(被虐面接実現)キャンペーン会員、地図:107頁、代表団体:大島第一・別冊23号
 韓国挺身隊問題対策協議会(韓国)
 台北市婦女救援社会福利事業基金(台湾)
 リラビリピナ(フィリピン)/マラヤ・ロラズ(フィリピン)
 LBH(法律扶助団体)(インドネシア)
 ♪この広告を読んで元気の出た人は03-3237-0287へFAX下さい。元気の出る資料をお送りします。元気の出るアクション・プランとカンパも差ししています! 元気のあるチャレンジアも常時募集中です!

NYTに意見広告を！——あなたもカンパを！

もちろん、日本が動かないとダメです。日本政府と国会を動かすことが目的です。韓国、台湾、フィリピン、インドネシア、オランダ、米国など各國の市民運動と連携して、被害者の生きているうちに公式謝罪と補償を実現しましょう! 意見広告を出し、国際世論をもっと盛り上げ、日本を動かす、これが私たちの提案です。そのための賛同カンパをお願いしています。あなたの参加が日本を変えます!

日本軍「慰安婦」被害者の生きているうちに補償を！

■カンパ・賛同金送り先

郵便振替:00100-7-722239

「戦後補償実現市民基金」

(東通信欄に「NYT」と明記ください)

銀行口座:さくら銀行本店(普通口座)3755487「戦後補償実現市民基金」

*被害者、現地支援団体への支援カンパも受け付けています。(その旨、明記ください)

〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

Tel.03-3262-4971 Fax.03-3237-0287

*賛同カンパ1口個人2000円・団体10000円(何口でも結構です。1口の金額に満たない時は「一般カンパ」として受け付けます。)

戦後補償実現・意見広告運動 賛同カンパ申込み書				メッセージ・ご意見・提案:
名前・団体名				
連絡先	〒	都道府県	市町村	
賛同カンパ	個人	団体	口	円 現金・郵便振替・現金振替

⇨ FAX(03-3237-0287)か郵便(〒102千代田区飯田橋4-5-16-301 ICR '97)で返送下さい。送金は郵便振替などでお願いします。

戦後補償実現！FAX速報 No.188. 97.10.4

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 ■FAX: 03(3237)0287 ■TEL: 03(3237)0217
 ■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 「戦後補償ネットワーク」

◆「慰安婦」関連裁判で最初の結審。判決は未審

アジア太平洋戦争中、「慰安婦」と勤労挺身隊として強制的に働かされた韓国人女性10人が国に公式謝罪と賠償5億6400万円の損害賠償を求めていた「閨蜜裁判」の第20回の口頭弁論が9月29日、山口地裁下関支部（地下秀明裁判長）で開かれ、1992年12月の提訴以来約5年ぶりで結審した。「慰安婦」関連の訴訟はフィリピン、韓国、在日、中国、オランダなど6件行われているが、「閨蜜裁判」が最初の結審で、来年3月ごろには「慰安婦」裁判で初の判決が出される見通しだ。「閨蜜裁判」の原告は、3人の「慰安婦」被害者と7人の女子勤労挺身隊員で、この日は「慰安婦」被害者の李順徳さんと、勤労挺身隊被害者の朴小得さんが最終意見陳述。李さんは「子供も産めない体で隣人のように隣れて生きてきた。良心があるのなら謝罪して補償してほしい」と述べた。約70人の支援者が詰めかけた公判庭の報告集会で朴さんは、「ガイドライン見直しなど日本はどこに行こうとしているのか大変心配だ。私たちのような犠牲者がまた出ないか心配している」と語った。李さんは翌30日、支援グループ「閨蜜裁判を支援する会」のメンバーと共に福岡県議会を訪れ、社民、公明、共産の各会派に対し、教科書から「慰安婦」の記述を削除しようとする動きに対して、反対するよう求めたほか、小山達夫県議会議長も表敬訪問し、「慰安婦」記述削除を求める動きに対し、毅然とした態度で望んではしいと要望書を提出した。（「慰安婦裁判」）

◆韓国人元「慰安婦」被害者、7割が健闘異常

韓国の保健社会部は30日、韓国国内に在住する元「慰安婦」156人を対象にした初めての生活実態調査結果を韓国会の保健福祉委員会に提出し、71.8%にあたる112人が健康に異常を訴えていることを明らかにした。調査は同部が5月に実施した。（第10/1）

◆フランスカトリック教会、ユダヤ人へ過去を謝罪

フランスのカトリック教会は30日、第二次大戦中の対独協力政権（ビシー政権）下のフランスでのユダヤ人の迫害に抵抗せず、「沈黙」を認めたことについて、初めて公式の謝罪を表明した。パリ近郊の町、ドランシーでの式典で、教会の代表が「神」と「ユダヤ人」に許しを求める宣言文を読み上げた。フランスでは、1995年7月にシラク大統領が初めて、ナチス・ドイツだけでなく自分たちの「国家」にも責任があったことを認めていた。教会の謝罪はこれに続く動き。カトリック側を代表して、地元のオリビエ・ドペランジェ司教が、ビシー政権によって40年以降進められたユダヤ人迫害政策に抵抗を試みたカトリック

の聖職者たちもいたが、組織としての教会の態度は、むしろ「沈黙が多、発言が例外」で、培養のうちに人権の侵害を認めてしまったと指摘。そのうえで「この沈黙は過ちであった」と認め、謝罪した。これに対して、仏ユダヤ人団体代表者会議(CJF)のアンリ・アイデンペール議長が、宣言は「過去は消すことも、忘れる事もできないが、恨みの気持ちは払らいだ」と答えた。（第10/1外報）

◆「国民基金」に国際ボランティア基金から169万円。草の根のNGOからも批判

今年度の厚生省国際ボランティア基金の寄付金が既に「女性のためのアジア平和国民基金」（略称「国民基金」）に1,668,000円分配されていることがこのほど判明、彼女を呼んでいる。分配対象事業は「フィリピンにおける女性に対するカウンセリングとその技術指導」だが、本来草の根のボランティア活動支援のための制度が、政府丸ががえて該単位の予算を持つ助成団体支援に使われるのは、趣旨に反する。一方で同基金は、アジアのNGOに同基金への助成申請を呼びかけおり、助成者と被助成者を同一の団体が演じていている。9月末に開かれた「NGO懇話会」でも、「金利が低下し、経済が1/3に減っているため、各NGOが苦労している時期におかしいのではないか」との批判の声が出された。

◆加害者の元憲兵が初めて法廷で証言

731部隊・南京大虐殺請求裁判の証人尋問で、中国・大連の憲兵隊に所属していた三尾慶さん（83）が、戦後補償裁判では初めて加害者として証言した。三尾さんは王耀軒さんと王学年さんの二人（遺族が原告）を反日スパイとして逮捕、拷問を加えた後にヘルビンの731部隊まで連行した。三尾さんは「日本政府は被害者に謝罪し、補償すべきだ」と述べた。（福井）

◆南京大虐殺60周年で「情報ホットライン」

南京大虐殺60周年の今年、市民グループ「ノーモア・南京の会」（代表・田中宏一・義大路教授）が全国の市民団体と連携して、東京、大阪など全国6カ所で、日中戦争の南京戦に参加した元日本軍兵士からの情報を求める「南京大虐殺情報ホットライン」を10月10日から3日間設ける。情報は12月に東京で開催する国際シンポジウムなどで発表する予定。ホットラインは東京03-3235-9656、名古屋052-783-7217、金沢075-233-0560、大阪06-583-9382、広島082-264-1751、熊本096-326-5117(FAX)。

◆各種ヘッドラインから●

・カンボジアの韓国人元「慰安婦」、異郷で苦労／妹と再会（第9/30号）

■<案内>フィリピン元「慰安婦」補償請求裁判第19回口頭弁論

10月24日（金）午後3時半～、東京地裁631。報告集会は午後4時から日弁連会館で。問い合わせ＝フィリピン元「従軍慰安婦」を支援する会☎03-3234-4090

■<案内>いま問われる戦後補償と教科書

10月25日（土）午後1時半～4時半、神田バシセ801。後藤文氏（出版労連）、益永正三氏（中国帰還者連絡会）、大森典子氏（弁護士）ら発言。参加費1000円。問い合わせ＝「教科書に眞実と自由を」連絡会☎03-3947-5701

戦後補償実現！FAX速報 №187 97.9.27

■編集・発行：戦後補償ネットワーク 電話：03（3237）0287
 ■郵便番号：102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 ■FAX：03（3237）0217
 ■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 「戦後補償ネットワーク」

◆新日鉄、被害者に2005万円支払い、原告と和解へ

アジア太平洋戦争中、日本に強制連行され、日本製鉄釜石製鉄所で働かされ、連合軍の艦砲射撃で死亡した朝鮮人元従属労働者11人が日本政府と新日本製鉄に対し、遺骨返還や損害賠償などを求めていた訴訟で、新日鉄は9月18日、弔慰金として計2005万円を遺族側に支払い、遺族側は訴訟を取り上げた。戦後補償をめぐる訴訟で、被告企業側が弔慰金を支払ったのは初めて。新日鉄は、訴訟を取り下げる条件に、慰靈祭の実施や、そのための遺族の旅費などの名目で、関連経費を支払う。新日鉄側の弁護人は「遺骨の返還義務や、損害賠償の責任を認めたわけではなく、裁判上の和解ではない。遺骨が戻らないという事実を慰めるために支払いに応じた」と述べている。しかし、新日鉄側はこれまで原告側と合同での訪韓調査など比較的の誠意ある対応を取っており、原告は「新日鉄の対応を高く評価するとともに、遺骨調査への協力に対して謝意を表明する」との談話を発表した。また、原告弁護団と支援グループ「日本製鉄元従属労働者裁判を支援する会」も声明を発表し、「日本のトップ企業の一つである新日鉄が、韓国の戦争被害者に対して直接金銭を支払いかつ慰靈祭への協力を行った事実は、横浜での強制連行・強制労働の戦後処理の責任を人道的立場から認めたものであり、実質的に日韓協定による解決済み論に大きな風穴を開けた意義がある」と評価している。一方、国を相手どった訴訟は難航され、新日鉄との和解を受け、改めて国の責任が問われることになる。（翻訳：B.藤原・H.佐野・Y.佐野）

◆「侵略かどうか考え方の問題」発言の島村元文相も再入閣

河山前政権時、文部大臣に就任し、「侵略かどうかというのは考え方の問題」などと発言して撤回し、「慰安婦」問題についても「望んでそうした道を選んだ人がいる」と述べていた島村直伸氏が、橋本改造内閣で新農水相に就任した。26日初の記者会見で島村氏は現在の歴史認識について「政府の統一見解の通りで、過去の反省にたって前向きに、國力にあじた近隣諸国への協力という形に置き換えて努力していくべきだと考えている」と述べた。島村氏は保守系団体「日本会議」の監査員懇談会の顧問でもある。（翻訳：B.藤原）

◆在日外国人も「国民基金」は「ノー」

在日の外国人向け日英字刊誌「HIRAGANA TIMES」9月号が元「慰安婦」に対する「償い金」の支給の賛否を問うアンケートを実施。回答のあった日本人102名、外国人56名の内訳は、「償い金」に賛成は日本人の31%、外国人の36%、反対は日本人の69%、外国人の64%で、結果は2/3が反対。やっぱり「国民基金」の「償い金」では画期的に通用しない!? ひらタイ・ホームページ(hiratai@iac.co.jp)の「Hira-tai Congress」へ)でメッセージも読める。（翻訳：B.藤原）

◆フィリピン人「慰安婦」裁判原告3人が証言。マニラでも同時に抗議行動

9月19日東京地裁でフィリピンの元「慰安婦」ヒラリア・ブスタマンテ（71歳）、ペシータ・サンティリアン（69歳）、サビーナ・ビレガス（72歳）さんが証言した。ペシータさんは原告46人中強姦被害者2人の1人。パンパンガで強姦で被害にあったセビーナさんは、行全体が虐殺、強姦被害を受けた日本軍によるゲリラ爆弾作戦の様子を充実に語った。これで9人の原告代表の証言が終り、年内または来年初めに結審の見込み。次回は10月24日15時半からで、他の原告全員の被害に関する陳述書やトラウマ被害の報告書などを提出する。市民グループでトラウマの調査をした心理学者クリスティーナ・ゲイツさんを招く計画もある。なお、同日マニラでも日本大使館前で抗議行動が行われ、東京地裁に対し国際条約や国際人道法に準拠し、日本軍による戦争犯罪を認定するよう求めるアピールを発表した。（フジ夫人監修翻訳会議）

◆ISC'97 国旗キャンペーンは10月以降も活動継続・強化へ。29日夜懇談会に参加を

7月から3ヶ月の夏期集中キャンペーンを続けてきたISC'97（代表世話人・大庭幸一・川正文子）は、9月末で活動を終了する予定だったが、海外の提携団体からの強い要請を受けて、10月以降も活動を継続する。意見広告運動や米国を含む海外の運動体との連携を一層強める予定。新しい名称や活動内容については9月29日夜7時から事務所で懇談会で決定する予定。新たな参加者を募っている。問い合わせは事務局03(3262)4971。

■<案内> 第4回戦後補償法公開勉強会「財源問題を考える②—厚生省医療税の可能性」

10月2日（木）19時、九段社会教育会館（4F、第1集会室）で、講師提供は田中宏一福大学教授。会費500円。問合せ=戦後補償法を実現する会03(3237)0217

■<案内> 「花崗裁判の再開を求める10・2集会」

10月2日（木）午後6時半～、神田パンセ。午前7時45分から庭島達蔵本社正門前ビラまき抗議。午前9時から東京地裁正門前ビラまき抗議。集会参加費500円。問い合わせ=中国人強制連行を考える会03-3503-8588

■<案内> 日本国によるベトナム人200万人戦死事件

10月4日（土）午後3時～5時、法政大学本校会855号教室。古庄元夫・葉大義主講演。参加費500円。問い合わせ=アジア・フォーラム'97 三多摩実行委員会0426-45-5151

■<案内> 戦争はなぜ起きたのかー「日の丸」は海を越えて...

10月4日（土）午後6時半～9時半、又京シビックセンター会議室A.B。谷川透氏講演。参加費500円。問い合わせ=孫の世代の戦争責任って実行委員会0422-36-4357

■<案内> 在日韓国人元「慰安婦」詐罪・補償請求裁判

10月24日（金）午後1時半～4時15分（集合12時45分）、東京地裁。藤原彰・小云文子犯人尋問。報告集会は午後6時～8時45分、エポック10。問い合わせ=左日の慰安婦裁判を支える会0422-41-0251

■<資料案内> E本草「慰安婦」問題講演録

芦家説明弁護士（「慰安婦」問題の立法解決を求めて）、上杉豊・日本の戦争責任センター事務局長（立憲運動を実現させるために）ら講演収録。定価300円（送料270円）。問い合わせ=日本キリスト教会「慰安婦」問題を取り組む会028-522-1043

ルージュが引き金を引いている。ブノンベンの政治に關係している人たちは、「ボル・ポートは決して実力者の地位を離れていない」という点で一致している。クメール・ルージュ問題に深く関与してきたことも明るみに出さなければならないと思う。

カンボジアの将来の不安は、「シハヌーク後」である。

シハヌークは病氣をもち、不安を抱えている。国王に方が一のことがあれば、国会議長が摂政となり、七日以内に新国王が王冠評議会によって選出されなければならぬ。ブノンベンでは、「シハヌーク後」は、マレーシアのような王制になるかもしれないという予測がある。フン・センも「立憲君主制はカンボジアのアイデンティティである」と強調している。共和制への動きは国民に否定されるだろう。

社会不安の解消は急務である。フン・センは八月末に、軍・警察に対して、きびしい警告を発した。(1)自動車の窓は透きガラスにすること、闇営や犯罪行為に関係する者が不透明ガラスの窓をつけた自動車を使っていることは市民に不快感を与える。(2)国境などで警察官が勝手にチェックポイントをつくり通行の自動車から「通行料」を巻き上げていることを非難し、九月中旬から禁止とした。(3)私腹を肥やした金持ちが軍隊や警察官を雇つて、私兵のように護衛させることを禁止した。(4)軍・警察が制服を着て、バー、キャバレーなどに入つてはいけない。これはたかりを禁止したものだ。(5)いついた八項目にのばる軍の兵士・警察官が地位を利用しての不正行為をきびしく取り締まることを宣誓し、もし不正行為を

やめなければ首相の座をおりると演説した。

権力機構の腐敗、軍・警察の不正は、もはや見逃すことのできない問題で、公正、自由な選挙が実施されれば、民衆の批判はこそって政権党に集中するだろう。フン・センはその危機を感じている。

カンボジアで見送られがちなのは、非合法で武器を所

有し、使える者が、七万人もいるという点である。これ

は偶然にも、ニエク・ブン・チャイの兵力比較メモからわかった数字だが、これは由々しい事態である。武器が

民衆のなかに拡散している。結果の信奉はモラルを退廃させ、民衆の生活をおびやかしている。

ひさしぶりに会ったカンボジア・モハニカイ派最高位のトップ・ウォン大僧正は、ウナロム寺で、「政府はクメール・ルージュの復活を阻止してくれるだろう。同時に、民衆の人権を大切にしてもらいたい。政府が人権を尊重しなければ仏教は死んでしまう。政府に期待するの

は、憲法の遵守、人権の尊重だ」と語った。

中央市場には日用品が溢れ、日曜日には家族は着飾つて食事をしている姿が見られ、一見しあわせそうであるが、「皮むくと、クメール・ルージュを追い詰めるための戦費は膨大で、政府の財布はからつてある。政府として「しなければならないこと」がなかなか出来ないことが、フン・センを苛立たせている。一方、フランスのパスポートを握った二重国籍の政治家たち、ラナリットの側近は、カンボジアから離れて外國から高みの見物をきめこんでいる。

インタビュー

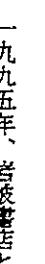


国民基金は何を理解していないか

聞き手・編集部 尹貞玉

ユン・ジョンオク
韓国挺身隊問題対策協議会(委員)

協同代表の一人。元梨花女子大学英文学科教授。一九九〇年、新聞に「挺身隊教材記」を発表、内外に大きな衝撃を与えた「従軍慰安婦」問題の事を聞く。



国民基金は何を理解していないか

YON-JIONG-OUK

韓国挺身隊問題対策協議会(委員)

協同代表の一人。元梨花女子大学英文学科教授。一九九〇年、新聞に「挺身隊教材記」を発表、内外に大きな衝撃を与えた「従軍慰安婦」問題の事を聞く。

一九九五年、岩波書店と韓国クリスチャン・アカデミーが共催してシンボジウムを開いたときに、韓国に行きました。いろいろな方とお会いしました。

その中で、朴炳圭牧師がシンボジウムで、「自分はかつて日本人とは和解できない、希望のない相手だと考えてきた。それが七〇年代の民主化運動に关心寄せ、連帯する日本人がいることを知り、和解の希望があると考えるようになつた」と言われたことが印象に残っています。わずか二年前のことです。

ところが現在、韓国でたいへん厳しい批判を浴びている、「女性のためのアジア平和国民基金」(一九九五年発足。以下「国民基金」)の呼びかけ人には、七〇年代、八〇年代にそつ

いう日韓連帯の市民運動をした方が多く入っています。

韓国の人々との和解を求めて行動しながら、それが逆の効果をもたらしている。和解というものの難しさを感じると上でのものだったのかという疑問も生じます。

和解のために、肯定否定をする前に、まず相手を理解する努力をしなければならない。発想が違つたり、論理の組み立て方が違うこともあるでしょう。いま韓国民からの強い反発にあって行き詰まっている「国民基金」について考えてみることが、このお互いを理解する一步になると思います。なぜここまで拒まれるのか。

日本国民の中には、基金に謝罪の意思を込めてお金を提出

シハヌーク陛下 (1922-) 1941年、19歳で即位、フランスの保護国からの独立に成功、全方位外交を展開し、「國父」を自称、国民統合の象徴として活動したが、若い世代には遠い存在となっている。



して、何で被害者の方々に受け取つてもらえないのだろうと考えている人もいます。また、「国民基金」には反対しながら、しかし、いまの日韓の民間の眞摯を心配している人もいます。そういう人たちに、ぜひ率直に、先生方のお考へをお聞かせ願いたいと思います。

尹 謝罪の意思を含めてお金を出したとすれば、そういう方は、「国民基金」の中に謝罪の意思が含まれているとお考えになるのでしょうか。だとすれば、日本政府の説明に惑わされているんじゃないでしょうか。日本政府は謝罪と賠償をしないために「国民基金」をつくったのです。日本政府は、私たち被害者だけでなく、日本の国民をも惑わすような「言葉の遊び」がとても上手ですから。

—— 日本のある新聞には「国民基金」の現状について、「風圧の中、細々と支給（実績、韓、比で25人）と出ています。

尹 私は「国民基金」が今年の一月一一日に七人に渡したコソコソした渡し方は卑怯だと思いません。総理の手紙も渡すのに、だれにも知らせないで、プラザ・ホテルで渡した。それも土曜日の午後だったんですよ。当時は、労働法改正反対の全国的な労働者のデモがあって、大通りなんか交通がストップして大騒ぎだった。

渡す前日の金曜日に、日本大使館は韓国の外務部に電話を入れて、近いうちに渡すと言ったのです。外務部の人間は驚いて、いつ、どこで、だれに、と聞いたのですが、答えは、

たのです。そして、あのように人間として生きる権利が完全に奪われた状態に置かれた。麻生徹男軍医も、慰安所を「衛生的共同便所」と言っています。そんな生活をして、ようやく生き残つても、儒教の強い韓国社会では、家庭からも長く受け入れられずにして、五〇年もかかる、九一年から名乗りはじめることができたのです。

それを、お詫びもしない、賠償金でもないということだったら、日本政府が悪かった、これは犯罪だと考へないと

したら、ハルモニたちの名誉と尊厳性は回復されないじゃありませんか。

そして、「国民基金」が五〇八万円というお金で釣つて、この問題を完全に解決したような形をとるといふなら、半世紀前に一度お金で騙されたのですから、これは本当に二度目の侮辱になるのではないか。

—— 「国民基金」は、橋本首相の「お詫びの手紙」があることを強調しています。

尹 あれは國を代表しての謝罪ではありません。英語ではつきり、「マイ・ペーソナル・フィーリング」（個人的な気持ち）となっています。これは騙していないんですか。総理が

それはいま話せない、やがてわかるだろう」ということでした。外務部の官吏には、それが翌日の午後だとは想像もできませんでした。だれでもそうでしょう？ そんなやり方をするんですから。

翌日、七人の被害者が贈呈式で目録を貰いました。

—— 目録？

尹 現金ではなくて、これこれを渡すという目録です。そのときに総理の手紙も渡されました。そして、あとから銀行に五〇八万円が振り込まれました。

—— 総理の手紙は誰から渡されたのですか。

尹 贈呈式には、「国民基金」と日本外務省の人が同席し、そこで渡されたと聞いています。

—— こういうやり方に、韓国の世論は怒ったのですね。尹 怒りましたし、同時に苦笑もしました。私も苦笑した一人です。なぜ堂々とできないのか、と。

二回目の侮辱

—— 「国民基金」は、なぜそれほど拒否しなければならないものなのですか。

尹 私たちは、この「国民基金」が二回目の侮辱だと考えるのです。なぜなら、被害者のハルモニたちは当時、社会の庶民階級の中でも本当に貧しい家庭に育つた人が多くて、小学校も満足に出られなかつた人が多いのです。慰安婦にされたのは、多くはカネが儲かるといって騙されて連れていかれ

お詫びを口にしているのだから、これは國が謝罪しているのも同じじゃないかと、言いつぶつろつていて。

尹 謝罪とも思われません。日本國を代表して総理の立場で謝罪し、その謝罪の表現として賠償すべきだと私たちは考えています。

基金を受けとったハルモニたち

—— 昨年の一〇月から、「国民基金」に反対して韓国内で、ハルモニたちを救おうという「市民連帯」が募金しました。五月に募金を終了したあと、それをハルモニたちに分けましたが、そのとき「国民基金」を受け取つた七名には……。

尹 渡していません。七人を除く一五一人に渡しました。

—— 日本では、それはハルモニへの差別ではないか、といふ意見があります。それから、受け取りたい人が受け取つて、なんで悪いのか、心にも体にも最も傷を受けたのは当然のハルモニたちだ、その人たちに、ぜひ心安らかに余生を送つてほしいという思いでお金を渡そうとしているのに、なぜそれを邪魔するのかという声もあります。

尹 私たちは、それに問い合わせたいんですけど、そこまで被害者たちのことに関心をもち、心配してくださるなら、なぜハルモニたちが一番望むことをやってくださいらないのですか、と。「国民基金」を貰つた七人のハルモニたつて、

* 本来は敗戦国に課せられた戦時損害の補償のことだが、ここでは日本の植民地支配の不正、不法行為によって生じた損害への損害賠償のこと。

* = 「国民基金」から募金したお金から1人200万円の「長い金」と、政府予算による医療福祉事業に充てられる。

129 「国民基金」は何を理解していないか

日本の詛罪と賠償をうけ取らなかったのです。それをしたら何の問題もないのに、なぜそれをしないで、「国民基金」というお金だけが出てくるのか。

韓国でも大部分のハルモニたちは、いまも貢っていなない。台湾では誰も貢っていないし、フィリピンはとても生活がきついていますけれども、受け取っていない被害者が多い。「国民基金」が被害者たちにどう受け取られているのかがわかるのではありませんか。こちらを非難する前に、それを反省すべきだと思います。

それはそれとして、私たちが昨年の一〇月から募金をしたときには、「国民基金」を被害者が貢わないことを前提にして募金しました。そしてそのことを、この七人は知っています。その上で、七人は九七年一月一日に「国民基金」のお金を貢いました。申請はもう少し前、昨年の一二月です。だから七人には渡らないのは当たり前です。募金に応じた韓国の国民は、このお金は「国民基金」を貢わない被害者に渡すことを前提にして募金に応じたのですから。

私自身も街頭募金に出ました。若い母親たちが幼稚園とかの小さい娘たちを連れて、募金について説明をするんです。そして娘たちが一〇〇〇ウォン（約一三〇円）を募金箱に入れられるんです。そんな人たちを、どうして裏切れますか。

民族全体の名誉の問題

—— 小学生の少女が、自分の小遣いを節約して、おばあ

その中でも、ようやく生き延びて、日本が「敗戦」になりました。私たちの民族が「解放」になつて帰国船に乗るときに、自分が今さらのように「汚い」と思つてしまい、父母兄弟に会わす顔がないということで自殺した少女が、いくつあるかわからない。帰国船で帰つて来て、釜山まで来ていながら、そこで海に飛び込んだ少女たちもいるのです。こういうふうに死んでいった人たちの名譽は、どうしますか。

私は一九二五年に生まれましたので、一九四三年には一七歳でした。当時、一七歳の少女が一番多く連れていかれたのです。私にとってこの問題が無縁のはずがありません。そのころ、未婚の女性が引っぱられていくといふのは、朝鮮全体会は早婚が風のように吹き荒れました。男なら誰でもいいからと、未婚の娘を結婚させようとしたのです。そんなふうな恐怖でした。そのことを皆知つていたし、覚えているのです。

巡査がサーベルをガチャガチャならし、革靴で歩くと皆、

太平洋戦争の終結

アジア・太平洋の歴史形成
細谷千博・入江昭
後藤乾一・波多野道雄編
太平洋戦争終結50周年国際学術会議をふまえた、各國外親の国際政治学者18名による書下ろし論考。6800円

占領期メディア史研究

自由と統制・1945年
有山輝雄著 戦後日本のメディアを規定する占領期の首輪の自由と統制の背蔵を徹底検証する。3800円

歴史学と現在

【最新刊】

日本史の思想

アジア主義と日本主義の相対
小路田泰直著 岡倉天心、和辻哲郎から津田左右吉まで近代日本の歴史思潮を解説する西側的論考。2800円

シンポジウム 歴史学と現在

川北穂・鈴木正幸編 歴史の状況とその課題を問う、「いま」の論点を交錯させる。3689円

天空の玉座

中国古代帝國の朝政と儀礼
源邊信一郎著 聖帝開基の実績の解説を通して分析する意欲作。3200円

柏書房

〒113 東京都文京区本郷1-13-14
TEL 03(3947)8251 『歴史教

さんたちに渡したいという手紙が出ていました。

尹 この問題は、何人かのハルモニたちだけの問題ではありません。戦争中に日本が、「春子」だから、「愛子」だからといって、この個々人を選んで連れていったのではなくて、韓国人の未婚の女性だから連れていったんです。制度として、当時の朝鮮に対する政策として行われたのです。だから、それは民族全体の名譽とも関係があるのです。ハルモニたちの一人ひとりの行動は、だから個人の行動にとどまらないのです。それは私たち全体の、歴史の流れの中の問題なのです。

韓国で一九九一年以後名乗りでた被害者のうち、十何名がすでに亡くなっています。いま生きている被害者は一五八人です。でも韓国内に生存している被害者で、名乗り出でないハルモニは、もっと多いと私たちは推測しています。

それから中国にも、タイにも生存している人がいる。最近、カンボジアでも一人名乗り出ましたよ。もつともつとたくさんのが、アシアにいま生きていると思います。その人たちの名譽の問題はどうしますか。一五八人だけの問題にとどまらないのです。

さらに私が忘れられないのは、私は中国へ四回行きましたが、そこで聞いたのは、連れていかれる途中に自殺したり殺された娘たち、戦争中、慰安所で自殺したり殺された娘たち、戦争直後、集団虐殺された娘たちについてのおびただしい話です。

身を縮めたものです。それほど恐かったものです。そういう巡査が、村の面長と一緒に来て、娘を働きに出せと言つてたら誰が断れるでしょうか。それを強制でないなどと、どうして言えるでしょうか。

こういうことは、文書では出でこないので。しかも自分たちで文書を焼き捨ててしまつておいて……。ですから、安婦にされた少女たちの運命と、そのときの朝鮮人の全体の運命は同じなのです。

だからこそ今も、この問題は韓国で大きな反応を受けるのです。今年三月一日にSBS（ソウル・テレビ）が行った募金は、二時間で一四万人が応じてきました。電話をSBSにかけると二〇〇〇ウォン（約二六〇円）募金になる。話し中で募金できなかつた人から、たくさんの方々が殺到しました。こういう反感を日本は無視できるのですか。

「国民基金」は、期せずして韓国の人々の民族的な記憶を呼びさました。改めて日本が何をしたのかという歴史教

育を行つてゐることになりますね。一方で日本では、民族という意識はなく、生き残った被害者たちのことしか頭にならうです。この意識のギャップは近い将来、とても深刻な事態になるのではないか、と危惧します。

尹 日本は、被害国の人たちが何を考えているのか、何を感じているのか、軽く扱う傾向があるのじゃないですか。それが問題です。

「国民基金」は、フィリピン、台湾、韓国だけを扱つて、中国は相手にもしないし、インドネシアについては、関連団体なんかは無視して、政府と政府とで施設をつくるという話をしている。差別をしているのは対話ではなくて、日本が残りのアジア被害国を差別しているのでしよう。

ハルモニたちの言葉を借りれば、イスラム教徒にもおどる待遇を受けた。どういう生活を強いられたかは、中国に行けば、いまでもつきりわかりますよ。ズラリと両側に並んだ建物が、二疊ぐらいずつに区切られていて、私はそれを見て、背の高い人は横になれないと思ったほどです。窓には鉄格子がはまつて、これは本当に「動物」だったんだなと思った。だいたいが一日に二食でした。

中国東北地方では一冬に何人もが死んだそうですが、土が凍つて埋葬ができないので、書の上に遺体を置いて、五月頃に埋葬したといいます。一つの墓に何人もが入れられているのでしょう。人間じゃなかつたんです。そういう扱いをしておいて、いまになつても謝罪をしない。

被害者の立場に立ち、被害者も人間だったということ、夢のある娘たちだったということ、「このことを常識的に考えて、正直に罪を認めて、常識のレベルで納得ができる処置をしてほしい。むづかしいことを望んでいるわけではないのです。とくに私たちが受け入れられないのは「言葉の遊び」です。

共通の未来のために

——『ナヌムの家』という映画を見ました。その中で被害者のハルモニたちが尹先生の周りで踊っている姿が印象的でした。

尹 その人が亡くなった姜德景さんです。映画の中で私に抱きついた、あの人があなたが姜德景さんです。最後の言葉は、「わたしは死ねない」でした。自分のパスポートを何回も何回も、期限が切れたんじないかと思つて確認していました。日本に行って、「国民基金」ではめだとうことを叫びたかったです。でも自分が死んだとわかつて、ベッドの周りに立つていた若い人たちに、この聞いを受け継いでくれ、と頼みました。若い人々は、「そうです」とはつきり返事をしました。「自分は死ねない」と苦つて死んでいました。本当に最後まで強く反対した、リーダーの一人でした。姜德景さんは、とても絵の上手な人で、桜の下で一人の少女が寝ている絵などを書きました。

―― 知っています。すごい絵でした。

尹 この人は、生まれながら論理的な思考の素質があるらしくて、説明をしなくとも、「国民基金」がなぜ問題なのか、よくわかつてしましました。不思議な人です。文も上手で、私はちは大きな人を亡くしたんです。

もう一人、仁川の田錦花(タジンハ)という方が亡くなつた。「自分の恨(ハシビロコロ)を晴らせないで、死はない、死ねない」と言いながら死んだ。

こういうふうに死んでいった人たちの名前を、どう回復していくのか。日本の政府がこの問題を解決するのは大変むずかしいことはよく知っています。でも五〇年たって、ようやく表に出てきた問題なのですから、これから五〇年、一〇〇年後になつてもいい。日本は本当の筋の通つた解決をしなければいけない。むしろ歴史の課題として残し、その解決を通じて、近い将来日本の若者たちと韓国の若者たち、アジアの若者たちが、本当に隔たりのない、本当に理解のある隣隣になつてほしいと思います。

(聞きて 編集部・岡本厚)

*自分には責任のないことであつられた理不尽な悲惨の数々に対する歴史的、民族的、庶民的、原的苦惱。日本の「恨み」より深く、普遍的。

少年犯罪と少年法
後藤弘子 1600円
「慰安婦」が「宽容」か、「応報」か「教育」か。「改正」論議の落とし穴とは?

アジア女性史

比較史の試み
林洋子、柳田龍子監修 アジア女性史
シンポジウム実行委員会編 850円
家父長制、性の歴史と亮賢春など
5分野日ケ国34歳の論文を集成。

多様性の国アメリカ

変化するモザイク
ヴァンセンヌ・ル・ブル 3000円
建国期から現在まで米社会を特徴づける「多文化主義」の変遷。

教科書から消せない歴史

「慰安婦」削除は眞実の隠蔽
久保井聰夫 1800円
「教えない歴史」より「消せない歴史」。自由主義史観への大反撃。

フィリピンの歴史

教科書から見た日本
佐藤龍輔、橋嶋三、黒川政昇 1600円
アジアの歴史社会に日本はどう映るか。教科書の記述から検証する。

フィリピンの陽気な若者と庶民生活

定年後ボランティアの教育体験
花井耕六 2000円
真しくとも強い汗で生きる家族や
近隣の暮らし。最新の生活事情。

Q&A在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識

仲原宏 1600円
歴史、差別の現実から差別と文学まで、在日の今を知る55のQ&A。

Q&A同性愛を知るための基礎知識

エリック・マーカス著 金城光泰訳 2400円
偏見と差別を超えて、人間のセクシユアリティの多様性を知るQ&A。

明石書店

〒113 東京都文京区本郷2-14-11
TEL 03-5614-1111 FAX 03-5618-1174
郵便番号110-0010 TEL 03-5614-1114

政府は「国民基金」ではなく「国家賠償」を
国家的性暴力の責任は
国家が果たすべき

鈴木
裕子



福利金贈與 1997.10.10

遼州金礦口 1997.10.10

國家的性暴力問題

九五零年七月、「女性のためのアジア平和国民基金」が発足したが、
国家による性暴力に対しては、政府が責任を明確にして、国際説明をするべきではないか。

**国家的性暴力の責任は
国家が果たすべき**

もっとゆとりのある医療を

たが木ではひとつの大誤解

「生まれ変わっても弁護士にはならない」 五十嵐二葉

おのれのお詫びと懇意親切の心をもて
やる事ではないか。
実際には金額の支拂いをするむ
にほんこ、外國のよりは開港が
いつにならぬから弁護士がやらな
かねばならぬ事もある。日本では出
会うわけだ。日本では出遇が
誰の仕事は漸次に高めに移せる。
たゞして公然と開港したばかりといふ
「西洋式」の街並みには想像が入り
いややう思ひがけない。しかし日本
本邦は開港のための税關のたる所で
の開港だ、税關に限る。税關開港
は本筋に毫も手を貸さぬ。

然れど、せいは開港でて税關が開
いた件で三日間西服を打ちなくなり
したあげくに最後は旅館主人と一緒に
の午夜の旅館の作業になつた。

「あれ、生まれ変わつて諸君を喜ぶ
るといつて、弁護士だけはない
ないが。辛い運命だね」

彼はもがもがと笑つて顔を下へ向
いた。人間の笑つて顔の「辛い」おれ
感覚してこゆ。一生物に喜ぶ事ない
無理して喜ぶ事ないんだぞ。でもおれ
おれの事性狀がむすむ。本筋する顔
筋を心からうつしたものだ。

果の木

三一書房

大韓航空007便事件の真相

温暖化の衝撃

暖化の衝撃

東京都文京区本郷2-11-3 梶枝商店
電話03-3812-3131 携帯00190-3-84160

政府は「国民基金」ではなく「国家賠償」を

も、日本政府への國家補償を要請する権利はいさぎかねて奪われない」と述べる所であります（昭和七年二月一日）。

八日付、斎藤源吉「国民基金」編集委員会事務長で、台に市場な報復社会主義者等が公金を回収する問題の説明をして、田中を攻撃した齋藤の一部。

右の点は「正義上の権利」を尊味せざるに因りますが、かつて九二八年八月一七日の国会における柳井邦彦の発言です。

「外務省答應局長（現・いわゆる公知の事）がござる。彼の名前以て、いわゆる公知の事」と書かれてある。勿論、柳井の構成員である。

ほの水印で誤字を引いておこう。

「……日本両国において存在しておられたそれぞれの臣民の請求権を認め、それを解消したいたゞることでござりますけれども、これは日本帝國が日本として持っております。外交保護権を相互に放棄したことによってござります」といひまつて、いわゆる個人の請求権そのものを国内外法的

「内閣書記官」(米澤耕一著)、「内閣書記官」(米澤耕一著)、八七ページ以下などを参照されたい。

公組第9回をもじりて説明する貢意は、

はなんなり。筆者の筆の運営の

深浅を「因田義美」が本末に考えて、

じつとはわたくしには理解不能である。

なぜなら彼は近づいて日本の大事件が、

筆者自身の筆運営を誤るものとは思

ずありやう。「因田義美」(筆者なり)

とは西郷と結んである。ないは西郷と、

西郷をもじるが西郷力で「因田義美」を、

は、政局の動向に對して説いてこら

だるやうか。但しそういふが、水を煮る

動きをもじらるが現状である。筆者

するにいれは、筆者をもじるが説きさせ

るための「筆説」である。

「西田先生、お元気ですか？」西田は驚いた。西田は、この子の名前を知らなかった。西田は、この子の名前を知らなかった。

斐リッピングで被虐慾や支配慾などに興奮や不快、不和、のぞむことがある。これは、たゞの興味や好奇心ではない。草薙をめぐらす身体問題は被虐慾が原因で、精神疾患へのバッシングは因縁干涉によるものじよく、精神疾患の手法をとるだけではないのである。

余ががなんに筆をなすの感覚をなはや「禁書」者が決めるのが問題である。そこで筆をなすの感覚をなはや「禁書」者が決めるのが問題である。

「国民文化」が國家財産となるに適するものであるか、わざといたしましておこう。昨九六年六月四日〔国民文化〕は國庫貯金で、然若者へも實に金〔国民〕から来るを充て、實木若林の「お詫びの手紙」〔医業者若林若林者業者〕を「國立」他の実業者としての贈り物として決定した。被寄者へも被寄者本体の贈り物であつて、此の贈り物のため、意した贈り物の意味が、「医業者若林若林者業者」だった。「この事業」は異なる實業

「国民精神」なるである。

「国民精神」といふ言葉は、西國文學にいへる
事だ。――「国民精神」は、西國文學の「國民精神」を意味する。――「國民精神」は、西國文學の「國民精神」を意味する。

在中國，「人」是社會的中心，是社會關係的基礎。人與人之間的關係，是社會關係的最直接、最顯著的表現。人與人之間的關係，是社會關係的最直接、最顯著的表現。

WE MAKE A SINCERE AND DIRECT STATEMENT



卷之三

わゆる「被災弱者」は存在しない」と発表したのは当を得てゐる。被災弱者という言葉には非常にひつかりを感じるといふ村井氏は、その理由について、「いわゆる「被災弱者」といわれてきてゐる人々は実は被災弱からも弱者であるということである。例えは車いす利用の障害者や高齢者にとって日常的に車いすの介護者が最低限必要であるにもかかわらず震災弱から充分な介護体制は敷かれていたなかつた」という。

「災害弱者」という言葉が、日常に伏在する「社会弱者」の問題点を曖昧にするといふとでは、村井氏の達観感は杞憂ではない。にもかかわらず本稿で私は書り返し、「災害弱者」が「社会弱者」と連れて、救援との相関で決定される社会的な概念であることを強調したい。それは救援の質によって絶滅されるものであることを強調したい。

それは、災害という非常時において、「社会弱者」への「同情」や「憐憇」が容易に切り下げる、「だれもが困っている」という「大義」から、一律の平等が強制される感覚があるのだ。実際に、非常時における一律平等の達成は、優勝劣敗の結果を意味することが多い。

肉体的、精神的、経済的なハンディを含め、社会は、強弱さまざまな糸で編まれた織物ともいえる。それは、「優勝劣敗」の原則で強い糸だけを識別するのではなく、多様であることが強調されることは、価値観とした、複数するネットワークで成り立つ

しなやかな布のようなものだ。震災が襲撃するのはその多様性であり、しばしば「一律平等」という大義名分が、弱い頬から次々に糸を断ち切っていくことになる。

救援の質量が限られている以上、誰をも救うことはできない、というのは重い現実である。その現実を無視して、「弱者救援」を唱えるのは、平時にしか通用しない妄想の専門主義だといふ立場もあるだろう。

だが、かつて柳田國男が「人並み田舎道」という悪事を、都市と農村の対立を越える恩怨の源流としたように、私たちも「優勝劣敗」という現代の「人並み田舎道」を、強者と弱者の利害対立を越える「恩怨」の指針とする必要があるのではないか。それが、「災害弱者」の様々なニーズを守る防災計画で應定し位置付けること、弱者のニーズへの理解を深めることは、その第一歩だろう。平時から障害者支援するシステムや発想が、災害時には様々な「障害」を経験することになる私たち自身の安全への手引きにもなる。さらに、「一律平等」の原則に立つ行政を補完し、ニーズに合わせた救援に取り組む民間団体や専門家集団を育成し、支持すること、地域の多様なネットワークを築くことが、防災にとっては何よりも重要といえるだろう。

誰もがいつかは老い、誰もが災害においては障害を経験する。その時、私たち一人一人を救う最後の頼りは、個人を支えるネットワークという名の織物の多様さしかないのである。(つづく)

自由主義者の試金石、再び

—— 観見鏡と「アジア女性基金」をめぐって

川本 隆史

「女性のためのアジア平和国民基金」(略称「アジア女性基金」)への積極的賛同を表明した鶴見俊輔の姿勢が気にかかっている。きっかけは彼への聞き書き「鶴見と国際」上・下(本文は、一九九七年)を読んだことだ。この本は、廣沢由典ほか三名の質問者が完結した『鶴見俊輔集』全十二巻(筑摩書房、一九九一~一九九二年)をしつかり読み込んだ上で、十の主題にそつて本人から回答を聞き出すスタイルをとっている。鶴見十五歳のアメリカ留学(「どう名田で日本から遠隔された不良少年時代」の裏話から始まりて、鶴見「思想の科学」の半世紀の経歴にいたる多角な語彙が、縱横無尽に語り尽くさない限り、期得たがわぬ出来栄えである。「私がしゃべつたり書いたりしていることは、金髪、母親に対することだ」とが「私の哲学は全部、おふくろの

いつだ」とに対する注釈です」といった鶴見のライトモチーフが明かされることや、オットー・ハイドラー、チャールズ・スティーヴンソン、ロバート・レッドフィールドらの思想的影響を認めただところなどは、伝記好きの私の興味を大いに惹かしてくれた。けれども、「そもそもは最後に「慰安婦の問題」を置きたいと思つて、ここに来たんです。いままで私はこの問題について発言をしたことがないのです」といかで發言しないといけないと思っていました」「そこには来たんです。いままで私はこの問題について発言をした上で、結論の部分(下巻、二二九~二三四頁)にいたつて私は本書を楽しく読み終わるわけにはいかなくなつた。

ここで鶴見は「アジア女性基金」の呼びかけ人に名を連ねた自分たちの真意を説き明かそうとしている。この民間基金について当初からうさんくさを感じていた私たつたし、鶴見のゴミフォトマン

トも間接的に伝え聞いた段階では、正直なところさほど気になりはしなかった。だがこの夏、自伝のエピローグともきくべき本人の弁明に目を通すことができて、私は改めて戦争責任や戦後補償のあり方を考えさせられた。歴史の前線はすでに「自由主義史観」を信教するグループとの（歴史教科書論争）に移っているようだし、多くの読者にとっては既知のことがらかも知れないけれども、まずは「アジア女性基金」の設立にいたる経緯をおさらいするとところから始めよう。スクートは一九九〇年、韓国の女性団体による「従軍慰安婦」問題の提起と、翌年に三名のコリア人元「慰安婦」が日本政府の道歉と補償を求めて東京地裁に提訴した裁判闘争にある。当初は日本軍の関与を否定していた政府だったが、九三年八月四日、河野洋平外務官の談話で軍の関与を認め、「お詫びと反省の気持ち」を表明。翌九四年、村山政権下の自民・社会・さきがけ学連三党による戦後五〇年問題プロジェクトに従軍慰安婦問題等小委員会が設置され、二月に第一次報告がまとめられた。これは「慰安婦」問題に対する「我が国としては、道義的立場から、その責任を果たさなければならぬ」という趣旨から、「元慰安婦の人たちに対してもお詫びと反省の気持ちから国民的憤りをあらわす」ために、政府の退出と国民からの募金による基金設置を始めたのである。この報告書に基づいて、九五年六月、五十歳富原長官が「女性のためのアジア平和友好基金」構想を発表した。こうして同年七月一八日、赤松良子ら二十名の呼び

の、犠牲者の方々への、国際社会への、そして将来の世代への責任であると信じます。」

呼びかけ人の一人、三木聰子は戦後五〇年の国会決議（一九九五年六月九日）のあいまいな文言に振りを覚え、「こんなだらない国会だから、なんとさせねば」という気になつて、外から

突いてだめなら内から物を申すしかないと思った」と話している（私はなぜ「民間基金」の呼びかけ人を引き受けたか）『世界』一九九五年八月号）。また同じ大沼保昭は「高齢の「慰安婦」への憤りは今、具体化しなければ手遅れになつてしまふ……政府に言いたいことは山ほどある。でも自分たちの運動の力量を更強めた上で具体的な代案がない以上、「アジア女性基金」を拒否する」とは、「慰安婦」への眞い自身を拒否することになつてしまふのです」と訴えた（朝日新聞一九九五年八月二二日、夕刊）。そうした開拓者の奮意を私は無下に否定するものではない。だがその苦衷が外交プロセスにのせられてしまふと、「眞い金」の受け取りを高圧的に阻つて被害者的心を遠隔でしたり、支那の運動を分裂させたりといふまじ。

本書「慰安と回憶」の成り立ちを解説した墳沢の記録によれば、「慰安婦」に関する意見の発言は一九九六年一〇月一日のこと。

かけて、「女性のためのアジア平和国民基金」と改称された民間基金が正式に発足した（財団法人としての認可は同年一一月）。基金を募る全面広告は、あたかも戦後五〇年をむかえた同年八月一五日の全国紙に掲載されている。左にそのアピールの一節を引いておく。

「私たちは、政府による謝罪と共に、全國民規模の基金による「慰安婦」制度の犠牲者の眞いが今どうして必要だ」という信念の下にこの基金の呼びかけ人となりました。……私たちには、「慰安婦」制度の犠牲者の名著と尊嚴の回復のために、歴史の事実の解明に全力を尽くし、心のこもった謝罪をする上う、政府に強く求めでまいります。同時に、彼女たちの犠牲と医療に十分な予算を組み、歴史に実績するよう、慈悅の目を光らせることもです。さらに、日本や世界にまだ残る女性の犠牲の侵害を防止する政策を積極的にとるよう、求めてまいります。しかし、なによりも大切なのは、一人でも多くの日本国民が犠牲の方々の苦悩を受け止め、心からの眞いの感情を示すことではないでしょうか。……「従軍慰安婦」をつくりだしたのは過去の日本の國家です。しかし、日本とうものは決して政府だけのものではなく、国民の一人一人が過去を引き継ぎ、現在を生き、未来を創っていくものでしよう。戦後五〇年という時期に全国民的な憤りをはたすことは、現在を生きる私たち自身

同年七月、発足後一年で四億円を超えた募金から元「慰安婦」一人あたり一〇〇万円を渡し、同時に橋本總理大臣の手紙を添えるという実施策が打ち出され、内外の激しい非難を尻目に八月一四日、三人のフィリピン女性への一時金の支給を開始した概況になされている。

「日本軍、日本人はアジアのいろんなところで、ものすごく悪いことをしてきているのだから、それに対するうらみが残つてるのは当然なんです。呼びかけ人になり、こうした運動を進めるということは、みずから選んで進み出たのですから、アジアの国々から叫かれるのは当たり前だと思う。……日本の内閣からも「民間の募金はけしからん。國家がやつたことだから、国家が補償すべきだ」と批判が起きてますね。もちろん私も國家は謝罪すべきだと思ってます。しかし、ゆっくり考えてみると、日本の国内事情からいって「國家補償はやらない」ということになるのではないかでしょうか。」「

いかにも諷刺らしい語り口ではあるが、最後の一文に私はひっかりを覚える。たしかに日本国政府は「いわゆる従軍慰安婦の問題を含め、先の大戦に係る賠償、財産・請求権の問題については、我が国としては、サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約およびその後の他の関連する条約に従つて誠実に対応」であ

おり、「これらの条約等の当事国との間では法的には解決済みです」との公式見解を頗る守り続けている。そうした現状を(そのまゝ「ゆつくり」)受けとめれば、「國家補償はやらない」との悲観的な推測も成り立つのかもしれない。しかし、西郷説明が「法学セミナー」連載のレポート(「日本が頼らなれど責任」)で精力的に論述しているように、たゞそ政府がどんなに補償に弱るであろうとも賠償立法という突破口が残されている(高野一九九七年六月号、丸月社)。さらに政府見解や橋本首相の手紙で持ち出される「道義的責任」という用語が、明らかに「法的責任」を免責させる効果をねらっている以上、その「道義」の中身と「法」との関連性を問い合わせいく必要もあるだろう。それにしても國家補償に対する鶴見の論点は、彼自身がかつて明言した次のようなスタンスとどうつながっているのか。

——自由主義者の試金石、再び——

——自由主義者の試金石、再び——

新人会が戦前から戦争中にどのような政策をたどったか、その後の五十年を見ればはつきりしているでしょ」というわけなのである。鶴見の危機の念をまつまでもなく、基金への貢献を経験のようを使って、黄岡者にバッ印、反対者にマル印をつけた議論を打ち切るのは、たしかに短兵急に過ぎよう。だから当人が続けて「アジアに対する悪いことをしてきました。そのことに謝罪するボーションに来たのだから、アジアの国々から叩かれつづけていなければいけない」と述べたり、「あの戦争のときのとんでもない奴がいたわけで、そういう人間がその後も日本で責任ある位置にいた。いまもいる。このことを世界に知らせることです。くち返しきり返しきり返しアジアの国々から叩かれる。ボクシングの負ける側のようにならざつづけることです。その意味で私はこの民間基金の運動を支持するし、自分が呼びかけ人として入ったボジションは譲りません。私の立場はそうです」と言い切る鶴見らは、真意したい。

だがしかし、最後の最後になって私は再び鶴見の真意が分からなくなる。それは「期待と回憶」本文の「こういう遊びである——『慰安所は、日本国家による日本をよくめてアジアの女性に対する愛辱の場でした。そのことを認めて謝罪するとともに誓いたいことがある。……八歳くらいのものすごいまじめな少年が、奥地から日本に帰れないことがわかり、奥地で四十歳の慰安婦を抱いて、わずか一時間でも憩りでもらう、そのことにすごく感謝し

が劣位にあるかのような感じをもつけれども、そういうことはない。これは初歩の論理学の認識の原則からいつても「間違はないかのように主張する流儀をもつ人間は、あやういところがないかのように思われる」の外れといつものだ。彼にいます。私は國家指導者などの悪をなしえない。したがって、その点において私のほうが國家の指導者よりも、優位にあるとういう自信——それを忘れないでいたいと、私は考えます。」(「日本と私」初出は『第三文庫』一九七八年八月号、現在は「鶴見扶桑堂』第六巻(筑摩書房、一九九一年)に収録)

もちろん七八年と九六年の発言を文脈抜きに並べておいて、鶴見の「軽薄」を咎めだてるなら、それは的外れといつものだ。彼自身、他ならぬ「軽薄」研究の教師を踏まえて、国民基金への支持を選んでいるのだから。すなわち「私からすると、民間の募金運動に対する批判のやり方は、どうしても「東大新人会」とかならないんです。以前の東大新人会は、革命政権で國家を倒して、十代参院選というところまでワープともつていったでしょ。統帥権というものをやめ、衆議院一本にするといった吉野作造という人たちまで叩きついに反動の朝にまわってしまった。東大新人会のこうした論理と同じことをくり返すことになると思う。この人たちは「日本政府は民間基金で済ませようとしている」といっている。私もそうした政府のやり方には反対しています。だが政治的、思想的に一つに凝り固ると、いいことはない。東大

ている。そういうことは実際についたんです。この一時間のもつてている意味は大きい。私はそれを愛だと思う。私が不良少年出身だから、そう考えるということもあるでしょう。でも私は「これを一步もやりたくない。」(このことを話しておきたかった)少年兵が母親ほど年の離れた慰安婦に恋にじる「愛」。そこに一方的な思い込みではない「意味」が成立していたと強弁するのならば、当の慰安婦が相手に何をどう感じていたのかも同等に考慮しなければならないのではないか。少年兵の想いは、この語り下ろし自伝のタイトルに使われている歴史の「次元」——「当時の見方」である「期待」と「それを振り返る現在の見方」である「回憶」——のうち、明らかに前者に属るものであって、それを(回憶)の次元で切り捨てるのことなく、「期待の次元における思想」というものを私はなるべく大切にしたい」とする鶴見の意図も理解でなくてはならない。けれども慰安所をめぐる「期待」の次元には、慰安婦自身の思いも含まれているはずだ。戦争中、ジャワ島で海軍病院として「ドイツ兵士専用の慰安所をつくろ」と聞かわり、病務先の官邸が上級将校に対する慰安目的に提供されたときは「酒の用意とか、衛生器具の用意とかしまわった」(『戦争のくれた字引き』初出は『文藝』一九五六年八月号、現在は『鶴見扶桑第八巻(筑摩書房、一九九一年)に収録)という鶴見その人の実感に理解でなくてはならない。けれども慰安所をめぐる「期待」の次元には、慰安婦自身の思いも含まれているはずだ。戦争中、ジャワ島

たとえば、「愛」という「感情」を発点にして民間基金といふ

「感情」へと達み出しができるのだろうか。

日本政府が「慰安婦」に対して法的および道義的責任の双方を

有していると明記されたクマラスワミ報告が国連人権委員会で
「留意」採択され（一九九六年四月）、基金の中心的メンバーの一
人だった三木慶子が呼びかけ人を辞任し（同年五月）、今年になつ
てからも「預り金」の支払い銀行がさまざまに風評を生じさせて
いる。そうした選局においてこそ、鶴見が「マチガイ主義」とい
うプラグマティズムの本領を發揮して、民間基金の問題提起を自ら
の手で検証してくれることを、強く望みたい。それはまた、因

年前に卓哉「自由主義者の試金石」（初出は『中央公報』一九五七年、
六月号、現在は『鶴見鶴見』第九巻（筑摩書房、一九九一年）に所収）

を世に問うた筆――および現代日本で「自由主義」を探求しよう
とする者――にとって、再度の「試金石」ともなるはずである。

（一）鈴木哲子『慰安婦』問題と後援費年々女性史を届く（未來

社、一九九六年）一大西洋は下に詳しく述べがある。

（二）この作業は、歴史教科書編集会と連携して考と記してまた（歴
史学卒論）と深く関わってくる。鶴見鶴見の『慰安婦』（講談社、
一九九七年）や鶴見鶴見の『道の行路』（河出の記録をめぐって）『解
説』（一九九五年三月号）ほか）で参考となつた、「慰安婦」を組み
する主体が、ます開かれてこよう。また法的責任／道義的責任の二者
（鶴見）（さらには法と道義の複合性）に足をすくわれないためにも、
「経済」の次元を見落えることを願いたノーマ・フィールドの報告が

（一）鈴木哲子『慰安婦』問題と後援費年々女性史を届く（未來
社、一九九六年）一大西洋は下に詳しく述べがある。

（二）この作業は、歴史教科書編集会と連携して考と記してまた（歴
史学卒論）と深く関わってくる。鶴見鶴見の『慰安婦』（講談社、
一九九七年）や鶴見鶴見の『道の行路』（河出の記録をめぐって）『解
説』（一九九五年三月号）ほか）で参考となつた、「慰安婦」を組み
する主体が、ます開かれてこよう。また法的責任／道義的責任の二者
（鶴見）（さらには法と道義の複合性）に足をすくわれないためにも、
「経済」の次元を見落えることを願いたノーマ・フィールドの報告が

（一）鈴木哲子『慰安婦』問題と後援費年々女性史を届く（未來
社、一九九六年）一大西洋は下に詳しく述べがある。

（二）この作業は、歴史教科書編集会と連携して考と記してまた（歴
史学卒論）と深く関わってくる。鶴見鶴見の『慰安婦』（講談社、
一九九七年）や鶴見鶴見の『道の行路』（河出の記録をめぐって）『解
説』（一九九五年三月号）ほか）で参考となつた、「慰安婦」を組み
する主体が、ます開かれてこよう。また法的責任／道義的責任の二者
（鶴見）（さらには法と道義の複合性）に足をすくわれないためにも、
「経済」の次元を見落えることを願いたノーマ・フィールドの報告が

既述に進する――「慰安費年々女性史の問題と実際とりくむならば、

政治を複数の中心からあまり遠くなることに置かなれば西高東に
終わってしまうのではないか」という恐れを常に感じています。（国際

シンポジウム）鶴見・鶴見・黄社『慰安』（一九九七年一〇月号）。

（3）民間基金を祀るかどうかで敗北を抱くこととする発想
に因り、「慰安婦」問題を生前にあきながくハンナ・アーレントの政治
思想の軸線を固定した鶴見鶴見の著書を対照しておきたい。「鶴見か
ら離かれることがない」「婦人知れなさ」に沿ておかれ、現われを封
じられてきた者たちが切実なものとして強く現われへの必要を感じる
こと、同時に、表東の「一体性をつくるのではなく、意見の複数性を尊重
すること、アーレントがパリアにとっての現われの空間として構成
したのは、商業の交換が創りだし、それがおこなわれるかぎりで
存続し得る言説の公美體であり、商業の交換を不要のものとし、意見
を争じるような商業の空洞ムードの空間ではなかった」（表東の政
治）現われの政治『現代思想』一九九七年七月号、齊士社）。

（4）「鶴見」と「鶴見」とは異なる社会倫理学的アプローチが、鶴
見には欠落していると言えないだろうか。鶴の基金には、「思想の
科學」鶴見が「社会生活の過渡原理」すなわち社会倫理の研究を期上
げにしてきた点を指こうとしたことがある（『思想の科學』朝刊五十
周年記念演説会での演題）。演説『ユニークな思想運動の興奮』（第
八次『思想の科學』の最初に寄せて）（鶴見在日人一九九六年五月三
日号）および「老」と死の備選にある小児科医の星谷を手がかり
に（河合肇雄・鶴見鶴見『現代日本文化論』——徹底と適応）吉
澤店（一九九七年、所蔵）の本質を想起されたい。

（5）Inhibitionに鶴見が示されたが如き、そのポイントは次の引原文に反
して述べている――「絕對的な強さ、绝对的な弱さ、绝对的な中庸、
性。これらは、われわれの道義的知識の達し得ない所にある。われわれ
の知識は、マチガイを何度も重ねながら、マチガイの度合の少ない
方角に向かって進む。マチガイこそは、われわれの知識の肉上のため

十万ものべつの悲しい物語のはづは、斯乎離けて通つてしまふ。
原爆の物語がかららず悲劇的な結果となることを彼らは知つてい
るから、ロバートの物語は、日本でのあの悲劇せんぶの代用をし
てくれるのだ。いまになつてさえロバートは、一九四五年的核の
黙認とその後の首脳の両方でもつて、学生たちをあの無数の悲劇
と向き合ふ苦しさから救つてゐる。だれひとり予想できなかつた
ような仕方でだが、彼を原爆計画の統制者にしたのは完璧な選択
だつたのだ。彼は周囲のアメリカ人たちに、原爆とともに生きて
いくための、より古臭な方法を授けてくれた。私たちがいまお
彼の側にこれほどどりこになつてしまふのも、よしきはない。

ければなるまい。

Laure Heil, "Elements about Patriotism, Decency, and the Bomb," *Laura Heil and Mark Schlesinger, eds., Justice with the Bomb: American and Japanese Cultural Conflicts in the Nuclear Age*, M. E. Sharpe, New York, 1997, pp.
272-286. Copyright © Laure Heil.